

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長殿

郵便番号 761-0195
住 所 かがわけんたかまつしかすがちょう香川県高松市春日町1735番地3
氏 名 かぶしきがいしゃえすていねっと株式会社STNet
代表取締役社長 こが よしたか古賀 良隆
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

(担当：事業企画部、)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

会社名	かぶしきがいしゃえすていねっと 株式会社STNet
氏名	代表取締役社長 <small>こが よしたか</small> 古賀 良隆
住所	761-0195 <small>かがわけんたかまつしかすがちょう</small> 香川県高松市春日町1735番地3
連絡先	連絡担当者氏名:事業企画部 電話: FAX: e-mail:

意見項目	意見内容
「分岐単位接続料」ではなく1芯単位での接続料が設定されていることについて	<p>弊社は、NTT東西殿と同じく加入光ファイバをはじめとする設備を自ら構築して超高速ブロードバンドサービスを提供する事業者として、NTT東西殿が今回の申請において「分岐単位接続料」(以下、「一分岐貸し」といいます。)を設定しなかったことは、設備面での公正な競争条件を確保する面から正しいと考えます。</p> <p>そもそも電気通信分野の競争政策は競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて利用者利益の最大化を図るものと理解しております。その競争には設備競争とサービス競争の二つがあり、両者の適切なバランスをとることが必要です。</p> <p>しかしながら、マスコミ等で一分岐貸しの実現を声高に主張している事業者の言動を見ておりますと「競争事業者の参入促進による料金の低廉化」という側面だけをクローズアップし、自らの利益を図るために光ファイバ接続料を合理的に説明できる範囲を越えて低く設定することを主張しているように思われます。</p> <p>光ファイバ接続料が経済合理的な水準よりも低く設定された場合においては、設備を自ら構築する事業者にとっては経済合理性を欠いた市場価格の下で不公正な競争を強いられることになり、ひいてはブロードバンド分野の公正な競争を通じた健全な発展を妨げることになると考えます。</p> <p>また、新しいサービスは設備と一体となって開発されるものですが、一分岐貸しにより複数の事業者が設備を共有してサービス提供することになると、接続事業者においてはサービスが画一化するとともに、NTT東西殿を含めて新たな技術開発・サービス開発へのインセンティブが働かなくなることから、技術開発の停滞を招くこととなります。結果的に将来のブロードバンドサービスの発展を阻害することにつながります。</p> <p>こうした一分岐貸しについては、平成20年度の情報通信審議会でも検討され</p>

	<p>ましたが、その中で技術的方法として取り上げられた3案はいずれも技術的課題の解決や接続料設定の考え方などに問題があるとして採用されなかった経緯があり、弊社はその際に挙げられた理由は3年後の現在においても妥当であると考えております。</p> <p>以上のように、一分岐貸しの接続料金設定は多くの問題を抱えており、弊社は加入光ファイバの接続料算定については現状どおり1芯単位に設定することが適切であると考えます。</p>
<p>加入光ファイバ接続料の算定方式に係る乖離額調整制度において、「算定期間中における予測費用と実績接続料収入の差額を次期接続料等において調整する」から「算定期間中における実績収入と実績費用の差額を乖離額として調整する」への変更について</p>	<p>市場や競争環境の変化が激しいブロードバンド通信市場においては、NTT東西殿と設備競争を行っている地域系通信事業者やCATV事業者など、自ら設備を持っている競合事業者（以下、「設備競争事業者」といいます。）があり、設備競争事業者は経済合理的な設備構築を行いながら企業会計原則に則った料金設定をしています。</p> <p>しかしながら、現行接続料設定時の考え方の中に、「FTTHサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請を踏まえ、他事業者による活発な事業展開を考慮した需要予測を行うことが適当である。」とする部分がありましたが、ここで言う「他事業者」とは接続事業者のみが念頭におかれていると思われまます。</p> <p>こうした考えの下で将来原価方式によって政策的により低位に設定された接続料およびそれに基づく光サービス料金は、一方で現実の事業展開に基づくサービス料金を設定している設備競争事業者にとっては不利な競争条件となりますので、NTT東西殿と接続事業者とを合わせたシェアの更なる上昇、つまりNTT東西殿設備による独占状態をもたらして、設備面での競争を消滅させる懸念があります。</p> <p>弊社はそうした事態を招かないためには、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、そうした実績や現状を反映した「実績原価方式」が望ましいと考えております。もし「将来原価方式」に基づく場合であっても現実の競争状況をふまえた設備利用を速やかに反映できる「乖離額調整制度」を恒常的な制度とすることが次善の手段であると考えます。</p> <p>今回の改定案において、乖離額の調整対象を現行の「予測費用と実績収入との差額」から「実績費用と実績収入との差額」に変更したことは、より実績原価方式へ近づいた補正手法となっていることから現行制度と比較し一定の評価ができるものと考えます。</p>

以上